

2019年4月22日

神野部会長殿御机下

臼杵政治

申し訳ありませんが、4/22の部会は所用にて欠席いたします。つきましては、主に事務局提出の資料2についての所感をお送りします。ご査収ください。

1. 老後の所得保障の主たる柱は公的年金であるものの、公的年金の補完が企業年金・個人年金に求められる役割である点是否定できない。そのため老後の所得保障機能の強化が必要であると同時に、私的年金制度を普及させていく観点、例えば企業年金について言えば、労使の自由な制度設計をある程度尊重せざるを得ないことは変わっていない(スライド6、7)

2. キャリアや働き方の多様化を考えると、政府税調での議論(森戸部会長代理、スライド8、9)にあるように、(大企業)正社員以外でも、私的年金の税制優遇の機会を利用できるようにするべきであろう。原資が企業・個人どちらの拠出であっても老後の準備であればよく、両者を統合した非課税拠出勘定を設けて、企業年金がない個人事業主拠出がない分だけ、自分自身が非課税拠出できるようにすることが、拠出機会(税の優遇を利用する機会)の平等を実現し、非正規労働者の老後の準備を「穴埋め」する道になる。先例としてカナダの仕組み(Registered Retirement Savings Plan)などが参考になろう。

3. この勘定の拠出上限額については、①年金化した場合に厚生年金と合算して望ましい所得代替率が実現するかどうか、②実際の退職給付(一時金・年金)の多くをカバーできる水準かどうか(スライド24、25など)、③基礎年金+厚生年金と合算して、国民年金基金に上限額を拠出した自営業者の基礎年金+基金、と同様の水準になるかどうか、などを考慮するべきではないか。

4. 仮に「穴埋め」型の拠出枠を導入し、現在の年間66万円(月5.5万円)を上限枠とする場合、DBがなければ企業型DCへの掛け金を66万円から控除した額を、個人が自分で個人勘定に拠出できることになる。また、現在のマッチング拠出もこの個人勘定への拠出と見なした上で、(それなりの準備期間が必要としてもいずれ)事業主拠出と一体化した運営管理を認めれば、「マッチングの拠出枠が足りない」という課題の解決につながるだろう。

5. DB加入者と非加入者の間の公平性の観点からは、DBへの掛金拠出も同じ枠で管理するのが望ましい。カナダRRSPでも一定の数理的前提に基づいてDBへの見なし拠出額を計算している。一案として、t年で脱退した場合に支給される給付のt+1年での現在価値とt+1年で脱退した場合に支給される給付の同じ時点での現在価値の差額を拠出額とみなす案、などが考えられる。ただし、計算事務が煩雑にならないように注意する必要がある(スライド30、31参照。ポイント制やキャッシュバランスプランなら計算はより容易か)。

6. 私的年金(拠出型)の拠出可能期間、受取可能期間については、①長期雇用(高齢者雇用)の促進、②働き方と引退時期に関する幅広い選択を認める、観点から、加入(拠出)可能年齢を厚生年金同様に引き上げ、受給開始時期も厚生年金同様の幅広い選択を認めるようにしてはどうか(スライド 52,53)

7. 積立金のどの部分をいつ、どのように老後の生活費として取り崩すかについては、自由な選択を認めるべきであろう。ただし、現在の税制では一時金受取がかなり優遇されている(退職所得控除後の金額に1/2を乗じて分離課税)結果、多くの受給者が一時金を選択している。中立的な税制になるように退職金税制の見直し(例えば、5分5乗などか)が必要であろう。将来的には、2、で述べた勘定の未利用枠の繰り越しを認めると同時に(例えば 66 万円を 40 年分繰り越すと 2640 万円)、支給された一時金を個人勘定に拠出した場合に非課税をするのであれば、企業年金と統一的な扱いをすることができる。

8. 企業年金の多くが退職一時金由来であることを考えると、確定拠出年金資産の途中払出しの要望が強いことは理解できる。また、「いざというときに使える」ことは、イデコなどの制度普及に寄与すると考えられる。ただし、掛け金の非課税拠出による税の減収分は厳密には、「掛金拠出があった時点の所得税・住民税の限界税率を掛け金額に乗じた額に、引出時までの経過利息を加えた額」のはずで、それを計算することは簡単ではない。他方、一律の(やや低い)ペナルティ税率では、高い限界税率の時に掛金拠出して後年にこれを引き出す節税の誘因になる。そう考えると、・生活保護受給時(困窮時)、・障害年金受給時、・外国人の帰国時(厚生年金からの脱退一時金を受け取る場合)など特例的に途中引出を認めてはどうか。また、住宅取得も老後の資産形成といえることから、途中引出あるいは積立資産を引き当てにした貸出を認めてはどうか。

9. なお、私的年金合計で一律の拠出枠を設けても、課税所得が高いほどメリットが大きいという、結果の不平等が存在することは否めない。私的年金だけでなく、基礎年金における所得再分配の強化など年金制度全体で対応すべき課題とも考えられる。私的年金の範囲内では、独英のように所得の低い階層からの拠出に補助金(あるいは給付つき税額控除)を支給する仕組みを取り得るだろうか。

以上